

第7号様式
(その1)

収 支 報 告 書

令和 4 年分
(平成 年 月 日開催分)

(ふりがな) 水とみどりのだいちにじゅうさん

1 政治団体の名称 水とみどりの大地23

2 主たる事務所の所在地 旭川市5条通13丁目1087-1 立憲民主党北海道第6総支部内

3 代表者の氏名 西川 将人

4 会計責任者の氏名 板井 清春

5 事務担当者の氏名 山岡 吉弘

(電話) 0166-24-3201

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	<u>衆議院議員北海道第8選挙区</u> (候補者)
資金管理団体の届出をした者の氏名	<u>西川 将人</u>

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	<u>西川 将人</u>
公職の種類	<u>衆議院議員</u> (候補者)

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	



(受付印)

整理番号

受付	審査	システム	照合	公表
済	済	済	12	済

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

単位 (円)

収 入 総 額	5,796,051
(前年からの繰越額)	1,000,000
(本年の収入額)	4,796,051
支 出 総 額	3,982,479
翌年への繰越額	1,813,572

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数	人

(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
[うち特定寄附]	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	2,192,044	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	2,192,044	
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	2,192,044	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
にしかわ将人政経セミナー	2,604,000	R4.6.9 旭川市神楽3条7丁目1 大雪クリスタルホール 音楽堂
この頁の小計	2,604,000	
合 計	2,604,000	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計		0
1 件 10 万 円 未 満 の も の		7
合 計		7

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	政治団体からの寄附		
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
立憲民主党北海道第6区総支部	500,000	R4. 6. 3	旭川市5条通13丁目1087-1	西川 将人		
佐々木隆博後援会連合会	92,044	R4. 8. 9	旭川市1条通4丁目右6号 立憲民主党北海道第6区総支部内	三井 幸雄		
立憲民主党北海道第6区総支部	1,600,000	R4. 12. 27	旭川市5条通13丁目1087-1	西川 将人		
この頁の小計	2,192,044					
その他の寄附	0					
合計	2,192,044					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	0	
(4) 事務所費	4,840	
小 計	4,840	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	0	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	472,439	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	472,439	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	3,505,200	
(6) その他の経費	0	
小 計	3,977,639	
合 計	3,982,479	

※ 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出項目ごとにその額を備考欄に併せて記載すること。

(その14)

(2) 経常経費(人件費除く。)の内訳		項目別区分 事務所費 (事務管理費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつてはその名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	4,840				
合計	4,840				

※この様式は国会議員関係政治団体及び資金管理団体のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 政治資金パーティー開催事業費 (にしかわ将人政経セミナー)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつてはその名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては主たる事務所の所在地)	備考
会場使用料	24,390	R4.3.31	株式会社 ベリージャパン	旭川市曙北3条7丁目3番10号	
切手購入費	25,200	R4.4.6	有限会社 丸正高橋商店	旭川市大雪通4丁目	
〃	25,200	R4.4.26	有限会社 丸正高橋商店	旭川市大雪通4丁目	
チケット印刷代	69,839	R4.5.10	株式会社 北海道広告	北海道旭川市9条通8丁目2486-21	
音楽室使用 当日清算分	39,130	R4.6.9	株式会社 ベリージャパン	旭川市曙北3条7丁目3番10号	
司会料	22,000	R4.6.9	MCオフィス・カハツ 高橋千鶴子	旭川市神居6条4丁目1-15	
セミナー講師代	150,000	R4.6.9	前川 喜平	東京都世田谷区桜上水3-11-20-2	
旅費・交通費	50,000	R4.6.9	前川 喜平	東京都世田谷区桜上水3-11-20-2	
一文字作成費	59,400	R4.6.14	いのうえ看板店	旭川市豊岡5条4丁目2-5	
この頁の小計	465,159				
その他の支出	7,280				
合計	472,439				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (寄附)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつてはその名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては主たる事務所の所在地)	備考
寄附	500,000	R4.1.17	西川まさひとふるさと後援会	旭川市5条通13丁目右2号	
寄附	200,000	R4.3.30	にしかわ将人ふるさと後援会	旭川市5条通13丁目1087番地1	
寄附	243,600	R4.5.10	にしかわ将人士別後援会	士別市東7条9丁目455番地71	
寄附	140,800	R4.5.10	にしかわ将人名寄地区後援会	名寄市西4条南1丁目 名寄社会文化会館内	
寄附	200,000	R4.5.16	にしかわ将人ふるさと後援会	旭川市5条通13丁目1087番地1	
寄附	500,000	R4.6.3	にしかわ将人士別後援会	士別市東7条9丁目455番地71	
寄附	500,000	R4.6.14	にしかわ将人ふるさと後援会	旭川市5条通13丁目1087番地1	
寄附	253,600	R4.9.5	にしかわ将人士別後援会	士別市東7条9丁目455番地71	
寄附	140,800	R4.9.5	にしかわ将人名寄地区後援会	名寄市西4条南1丁目 名寄社会文化会館内	
寄附	253,600	R4.12.27	にしかわ将人士別後援会	士別市東7条9丁目455番地71	
寄附	432,000	R4.12.27	にしかわ将人富良野地区後援会	富良野市栄町4番3号	
寄附	140,800	R4.12.27	にしかわ将人名寄地区後援会	名寄市西4条南1丁目 名寄社会文化会館内	
寄附					
寄附					
この頁の小計	3,505,200				
その他の支出	0				
合計	3,505,200				

※この様式は国会議員関係政治団体及び資金管理団体のみ記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用料に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※ 該当する項目に「✓」を付すこと。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別 添 の と お り)

- ① 領収書等の写し
- ② 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、真実に相違ありません。

令和 5年 5月 20日

政 治 団 体 の 名 称

水とみどりの大地23

※ 代 表 者 の 氏 名

会 計 責 任 者 の 氏 名

板井 清春



※ 「代表者の氏名 ②」は、解散に伴う収支報告書以外は記載しないこと。

政治資金監査報告書

令和5年5月24日

水とみどりの大地23

代表 西川 将人 殿

登録政治資金監査人

井内敏樹



登録番号 第1787号

研修修了年月日 平成21年6月12日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、水とみどりの大地23の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、水とみどりの大地23の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

水とみどりの大地23と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、水とみどりの大地23と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上